

町村是調査運動と農村自治

佐々木 豊

(1)

「農村自治の史的展開と現状」を課題とする時、「農村」、「自治」の概念規定を始め、さまざまな論議がなされるよう。今、その論議に参加する能力も余裕もないが、「農村自治」が字句的にいわれる明治後期に山崎延吉等の農村自治論、あるいは地方改良運動の中、「農村自治」遂行の有効な手段とされた町村是調査を取りあげ、課題への話題提供とした。

(2)

明治二〇年代から昭和初期に至るまで全国的に実施例を見る町村是調査は明治後期以降の農村構造の実相を記録する貴重な資料を提供するが、独自な論理による問題解決のための方針・目的は、その設定と、その具体化を主眼とする極めて実践性の高い農村計画調査であり、二宮尊徳の「仕法」調査、石川理紀之助の「適産調」と共に、農村計画の事例として引き合いに出されることが多い。しかし、柳田国男の批判を始め、その地主的支配視点、あるいは地方改良運動との係り合いから多くの問題点が指摘され、研究史上は一蹴される。なるほど、地方改良運動を推進する内務官僚が「地方改良の最も中心的なものとして考えたのは「町村是」の運動（中川望）」というように、地方改良事業、とりわけ「農村自治」の有力な手段として、その実施が奨励され、「模範村」推奨の条件とされた。また、地方改良運動の府県版として茨城・新潟・栃木県のように大々的な町村是調査運動が村是実行組合によつて村落段階にまで展開していく事例は多い。

しかしながら、もともとの町村是調査は、独自な調査思想と産業政策構想をもつ前田正名の提唱が明治後期の農会運動に参考する方老農層に受容され、実施されていったものであり、初めから「官製的農村自治振興策」を意図したものではなかった。むしろ、民間的に実施されていた町村是調査が地方改良運動に組み込まれ、官製的町村是調査運動が展開されることによつて、批判されるような町村是調査の事例を生んでいたものである。少なくとも、民間運動として町村是調査を受容し、実施した主体の多くは、明治農法の形成を担いながら農業生産の増強に向い、地方で形成間もない行政村の運営にあたる方老農層であり、資本主義の成立に伴う商品、貨幣経済の浸透、寄生地主制の顕在化等々に象徴される、変動する農村社会にあって、国家体制の確立と地方自治制度の政策要請に対応しながら、農事改良を遂行し、財政負担の増加を負いながら行政区の自治運営を進める時、「農村自治」を主体的に意識し、実態把握と集団目標の設定を枠組とする町村是調査運動を積極的に支持していつたものと解される。

(3) 例えば、町村是調査は「人ナハ問ハス物ニ問フ」という独自

な発想から作成した前田正名の「興業意見」「農事調査」の流れを

くみ、系統農会運動を通じて実施されてゆくものであるが、基本的には民間の手によって客観的な実態調査を実施し、産業政策の方針を町村是→郡是→県是と段階的に設定し、最終的には国の産業政策の方針たる国はの設定を指向するものであった。これが、行政区運営にあたる方老農層によって、町村是調査の内容、様式が整序され、「統計並に沿革調査に依り、町村の過去現在に於ける現象及び変化を明らかにし、其結論を以て具体的に将来執る可き方針を定むる」ものとされてゆくが、前田の呼びかけに応じて第五回国博

覧会に出品された町村是調査書の多くは、「國家の事実は町村に存するが故に町村の事実を無視して何ぞ国家の実あるべきに理あらんや。然れども國家百般の現象末だ以て正確なる調査を遂げたるもの少なし」として、実施したものであるとしている。それは、系統農会運動の政策要求のあらわれでもあるが、前田正名の「村力起ラサレハ県力足ラスカレハ國力到底充実スヘカラス」という主張を町村是調査運動の基本理念としていたものである。従つて「官製的運動での、地方自治制度下の国家下部組織が「自治運営ノ方針」たる行政目標を掲げ「自治独立」すべきであるという要請とは全く逆の発想であったことになる。

(4) 前田「其土地を能く調査して畠其物に物言はせ田畠山林河其他皆御相談し」と、地方方老農層に呼びかけていたもので、町村是調査は詳細な実態調査を基本要件とし、その上での村是へ検討、その具体化が主眼とされる。

柳田国男は「一種製図師のやうな専門家が村々を頼まれてあるき、又は監督官から様式を示して算盤と筆とで空欄に記入させたようなものが多い」と批判しているが、こうした町村是調査はむしろ官製的運動に多い。

例えば、茨城、新潟県では、統一した様式を考えて勧業統計を集成させ、栃木県ではむしろ、この実態調査を省略し、町村の行政目標を町村是を設定させてゆく。

しかし、初期町村是調査は、行政区支配者層はいうに及ばず、行政区形象のリーダー層から青年層などを動員し、例えば愛媛県余土村は調査のように、小票形式による全戸調査を実施するなど、大々的な実態調査を実施する例も少なくない。

単に実態の正確な把握ではなく、むしろ、村是設定しその具体化を

指向することから、撤底した実態調査の実施に町村は調査の意義を求めていく。

これが、「農村自治」への有効性の根拠でもあった。

(5) 例えは、町村は調査のモデルとされた余土村は調査を進めた森恒太郎は、次のように整理する。

④ 詳細な実態調査は行政村単位の総括的基礎資料を提供し、客観的な「施設の明鑑」を与える。⑤ 行政村運営上有益であるばかりでなく、「公民教科書」として自村民に村の実態を「知らしむ」ととなり、⑥ 「自治の精神」を涵養させる。

四 行政村単位の土地所有の出入関係・貸借関係の把握、農業生産から産業活動全般、個々の農業経営、生活、家計、あるいは親族関係、冠婚葬祭にわたる詳細な調査は「一村経済力」の実態を明らかにすると共に、四「其土地と其住民の集合に依て成れる」「有機体」の実相を明らかにする。

五 個々の調査は、「細胞分子」の状況を全体の結果に反映し、⑥「一人一戸をして没交渉たる」ことを阻止し、⑦「自己の町村たるべき念を強からしめ共同自治の必要を覺らしめ」るほか、⑧「事物の自然的結論」として導出された村は、「個々の利害」を吸収し、⑨ 独自な論理と構造をもって独立し、相互に、あるいは行政村に立する旧村、部落の「利害の調整」をはかり、⑩ 行政目標にとどまらず、「衆人をして或る一点に向はしむる」集団目標となり、(11) 行政村の「統一の概念」を与える。

⑫ 村はの具体化は「隣保團結の自然の結合」たる行政村の自治独立を達成する。

いわば、実態調査が社会作用者として機能し、実態の中から抽出された村は行政形象の集團目標となり、これによって内的調整と

社会統合、意識統合をはかつて社会結合を強化し、経済力、生産力を高め、要求される行政村運営に答えるというもので、このメカニズムが評価されるのである。

(6) この実態調査の内容と、結果集成にも独自な観点がつらぬかれる。

実態調査の目的は、「将来我村を維持經營すべきの策如何」即ち村是を設定することにあるが、「各自自治ノ区域ヲ明ニシ經濟ノ範囲施政ノ權限ヲ確定」し、行政村単位の社会的生産力、即ち「村力」を求めるに視点を置く。

「村力」は、そのまま行政村の財政基盤でもあるが、構成員の生活あるいは「自治独立」の基底であるとされる。

そこで、実態調査は、行政村内の産業活動の把握と共に、「町村成立ノ一大要素」たる土地、労働力、資本の実態と、その出入関係を明らかにしてゆく。

例えば、他町村との農地の出入関係をおさえ、農地総面積から他町村民所有を差し引き、他町村に所有権あるものを加えて自村の総所有面積とし、そこに展開される農業生産の総額と生産費を推計する一方、出作、入作をあわせて小作料、租税諸負担の出入を明らかにし、「一村ヲ一家ト見テ」全体の收支計算をなす。

いわば、行政村単位として、複式簿記による単純な社会会計を実施し、「才入・才出」の差を「村力」としてゆく。

(7) この社会会計による社会的生産力、それをいかに高めるかが村はの内容となる。

従って、柳田國男の「よりよき個別農業経営」の視点を欠落させる。しかし、社会的生産力視点は、この村は調査を進める地方老農層は、個別生産力を高める農業技術の変革を達成しながら農業経営にたず

さわり、さらに土地改良、などの行政村範囲と組織を必要とする農事改良に向っていたことも一因となる。

ことに、村是に土地改良その他の、この期の農事改良事項を掲げ、集団目標として実施をせまってゆく。

いわば、村是調査運動は農事改良運動でもあったのである。そこで地方改良運動期に強調された「風俗改良・勤儉貯蓄」の事項も、ここで生産力増強の理由づけから村是に掲げている。

(8) なお、社会会計の基本となる土地所有の出入関係の把握は、寄生地主による土地支配が、小作農の窮乏、自作農の没落等を生み、内部経済の窮迫、混乱をまねくほか、財政基盤を弱体化させ、村経済の掌握、土地を媒介とする社会関係を混乱させ、いわれる「自治独立」すら達成できず、「一村成立ノ要素ヲ破壊シテ村ヲ挙ケテ亡滅ノ悲境」に落すという危機意識の反映であり、「一村経済の独立」社会的生産力の増強へ向わせる事由であった。

いづれにしろ、独自な視点は、明治後期の農村構造にあった、「農村自治」を担わなければならぬ必然的な要求であった。